

監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書700 財務諸表に対する意見の形成と監査報告 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第32号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び適用》 (省 略) 《2. 適用時期》 5. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) ・ 本報告書 (年 月 日) は、2027 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略)	監査基準報告書700 財務諸表に対する意見の形成と監査報告 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2024年 9 月 26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第32号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び適用》 (省 略) 《2. 適用時期》 5. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略)

改正案	現 行
《3. 監査報告書》 (省 略) 《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略) 《⑨ 財務諸表監査における監査人の責任》 (省 略) 40. 「財務諸表監査における監査人の責任」区分には、更に以下を記載しなければならない。 (1) 監査人は、監査役等に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、報告を行うこと。 (2) 監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに<u>公に取引されている事業体の財務諸表監査においては</u>監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（倫理規則及び監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第18項及び第18-2項参照）。 (3) 監査基準報告書701に従って監査上の主要な検討事項を報告する場合、監査人は、監査役等と協議を行った事項のうち、当年度の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書に記載すること。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しないこと（A54項参照）。 (省 略) 《V 適用指針》 (省 略) 《8. 監査報告書》（第20項参照） 《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略) 《⑥ 監査上の主要な検討事項》（第31項参照） (省 略) A42. 監査人は、法令により求められていない場合であっても、監査上の主要な検討事項を任意で報告	《3. 監査報告書》 (省 略) 《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略) 《⑨ 財務諸表監査における監査人の責任》 (省 略) 40. 「財務諸表監査における監査人の責任」区分には、更に以下を記載しなければならない。 (1) 監査人は、監査役等に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、報告を行うこと。 (2) <u>上場企業の財務諸表監査の場合</u>、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（倫理規則及び監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第18項参照）。 (3) 監査基準報告書701に従って監査上の主要な検討事項を報告する場合、監査人は、監査役等と協議を行った事項のうち、当年度の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書に記載すること。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しないこと（A54項参照）。 (省 略) 《V 適用指針》 (省 略) 《8. 監査報告書》（第20項参照） 《(1) 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査における監査報告書》 (省 略) 《⑥ 監査上の主要な検討事項》（第31項参照） (省 略) A42. 監査人は、法令により求められていない場合であっても、監査上の主要な検討事項を任意で報告

改正案							現 行						
することを契約条件により合意する場合がある。例えば、 <u>監査人が企業の財務状況の</u> 公共の利益への影響が高いと判断した場合である。							することを契約条件により合意する場合がある。例えば、 <u>多数の広範な利害関係者がおり、事業の内容及び規模を考慮すると、</u> 公共の利益への影響が高い <u>可能性がある</u> 場合である。						
(省 略)							(省 略)						
《付録 財務諸表に対する監査報告書の文例》(A19項参照)							《付録 財務諸表に対する監査報告書の文例》(A19項参照)						
	監査対象	財務報告の 枠組み	グループ監査 適用の有無	<u>公に取引されて いる事業体</u> (社会的影響度の 高い事業体(PIE) の該当有無)	被監査会社 の機関設計	監査上の主要 な検討事項		監査対象	財務報告の 枠組み	グループ監査 適用の有無	<u>上場・非上場</u> (社会的影響度の 高い事業体(PIE) の該当有無)	被監査会社 の機関設計	監査上の主要 な検討事項
文例 1	財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用なし	<u>該当</u> (PIEである)	監査役会	記載あり	文例 1	財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用なし	<u>上場</u> (PIEである)	監査役会	記載あり
文例 2	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	<u>該当</u> (PIEである)	監査委員会	記載あり	文例 2	連結財務諸表	一般目的/ 適正表示	適用あり	<u>上場</u> (PIEである)	監査委員会	記載あり
文例 3	財務諸表	一般目的/ 準拠性	適用なし	非該当 (PIEではな い)	監査役会	記載なし	文例 3	財務諸表	一般目的/ 準拠性	適用なし	非上場 (PIEではな い)	監査役会	記載なし
(省 略)							(省 略)						
《文例 1》 文例の前提となる状況							《文例 1》 文例の前提となる状況						
・ <u>公に取引されている事業体</u> の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。							・ <u>上場企業</u> の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。						
(省 略)							(省 略)						
《文例 2》 文例の前提となる状況							《文例 2》 文例の前提となる状況						
・ <u>公に取引されている事業体</u> の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。							・ <u>上場企業</u> の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、子会社を有する企業のグループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。						
(省 略)							(省 略)						
《文例 3》 文例の前提となる状況							《文例 3》 文例の前提となる状況						
・ <u>公に取引されている事業体以外</u> の事業体の準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600が適用されない。）。							・ <u>上場企業以外</u> の企業の準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600が適用されない。）。						

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [〇〇県□□市] [監査人の氏名] (省 略) 財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 - 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する（注３）。 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 - 財務諸表の表示及び注記事項が[適用される財務報告の枠組み（注２）]に準拠しているかどうかを評価する。	独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [〇〇県□□市] [監査人の氏名] (省 略) 財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 - 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する（注３）。 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 - 財務諸表の表示及び注記事項が[適用される財務報告の枠組み（注２）]に準拠しているかどうかを評価する。

改正案	現 行
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 <u>監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したことについて報告を行う。</u> (省 略) (省 略) 以 上	監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 (省 略) (省 略) 以 上

以 上